



OIST

OKINAWA INSTITUTE
OF SCIENCE AND TECHNOLOGY
GRADUATE UNIVERSITY

沖縄科学技術大学院大学

令和元年 10 月 15 日

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

理事長 ピーター・グルース 殿

監事 岡本 信一



監事 上原 良幸



令和元年度の監事監査について（通知）

令和元年度の監事監査について、下記により実施するので、学校法人沖縄科学技術大学院大学 PRP-9.4.3.1 に基づき通知します。

記

1. 監査の目的

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）における令和元年度の業務を監査し、学園の業務の適正かつ能率的な運営に資するとともに、学園寄附行為第 34 条第 1 項に規定する令和元年度決算に関する監事の意見を形成するため。

2. 監査事項

PRP-9.4.1 に掲げる事項、特に、事業計画に掲げる①から⑤までの事項及び⑥並びに沖縄科学技術大学院大学監事監査要綱（2017 年 9 月監事決定）の 3 に掲げる事項（別添参照）について実施する。

- ① 教育研究に関する事項
- ② ガバナンス及び業務運営の透明性及び効率性に関する事項
- ③ 財務に関する事項
- ④ 沖縄の自立的発展への貢献に関する事項
- ⑤ キャンパス整備・大学コミュニティの形成、安全確保及び環境への配慮に関する事項
- ⑥ その他監事が学園の健全かつ安定的な運営を達成するため監査を行うことが必要と認める事項

3. 監査対象年度

令和元年度

4. 監査の方式

PRP-9.4.2に定める書面監査及び実地監査の方法による。

5. 監査の実施

定期監査実施期間 令和元年11月～令和2年4月

定期監査に際しては、監査法人による会計監査の実施状況及びその結果を把握し、監事監査に活用する。

6. 監査報告

意見書及び監査報告書を作成し、理事長に報告するとともに、5月に開催される理事会及び評議員会に提出する。

その他必要と認められる場合、その都度理事長に対して報告を行うものとする。

2017年9月
監事決定

沖縄科学技術大学院大学監事監査要綱

本学は開学以来5年を経過し、これまで累次の監事監査、監査法人による会計監査、内部監査が行われてきた。これらの監査結果をも踏まえつつ、試行錯誤の中、基本的な運営は軌道に乗り、安定性を増してきたところである。

2016年度監事監査報告書にも記されているとおり、今後は、こうした経験の蓄積を踏まえつつ、さらなる組織・業務の規模拡大を展望し、また本学を取り巻く環境の変化等にも対応しつつ、運営上の課題をあぶり出し、これに強い意欲と意志を持って着実に対処していくことが極めて重要となる。

このような状況の下、監事監査は、中期的な展望に立って、本学の自立的な成長と発展をより強力にサポートしていくべきであるとの認識に基づき、本要綱をここに定めるものである。

1. リスクマトリックス

監事監査を実施するに当たってのリスクマトリックスを別添のとおり定める。このリスクマトリックスは、本学を取り巻く状況等の変化に応じて、適時に見直す。

2. 中期監事監査計画の策定

- (1) 監事は、中期的な見通しの下、監事監査を効果的に実施するため、また監事監査実施前の実施部門による自発的な改善の取り組みを促進するため、1. で定めたリスクマトリックスを踏まえ、3年を期間とする中期監事監査計画（以下「中期計画」という。）を策定し、理事会に報告する。
- (2) 中期計画は、3年を期間とし、次に掲げる事項を盛り込む。
 - (a) 当該中期計画期間における監事監査実施の基本的考え方及び方針
 - (b) 当該中期計画期間の各年度における監事監査のテーマ及び各テーマにおける着眼点
 - (c) 「3. 毎年度実施する監事監査」に関する事項
- (3) 監事は、毎年度の監事監査実施計画を、その期間を対象とする中期計画に基づいて策定する。
- (4) 中期計画は、当該年度における監事監査等の結果及び本学を取り巻く状況の変化等を踏まえ、毎年度、ローリングする。監事は、ローリングの結果、中期計画に軽微でない変更を加えることとなったときは、その変更の内容について、理事会に報告する。

3. 毎年度実施する監事監査

監事は、次に掲げる事項については、常に若しくは当面、確実な運営を確保するため、毎年度、総括的に担当する部局から実施状況（各ディビジョン等の長より報告を受けた内容及び課題等）をヒアリングするとともに、必要に応じ、個別のディビジョン等を実地に調査する。

- (1) 施設整備予算執行の管理状況（財務担当、施設管理担当）
- (2) 個人情報の管理状況（アドミニストレイティブ・コンプライアンス担当）
- (3) コンプライアンスの指導状況（同上）
- (4) 情報システムを含むBCP訓練の実施状況（BCP担当、CIO）
- (5) 勤務時間の管理状況（時間外勤務申請実態を含む。）（人事担当）
- (6) 前年度監事監査報告書指摘事項に係る改善状況等のフォローアップ（関係各部局）

4. その他

監事は、本学の運営管理等に関し外部からの指導・指摘等を受けフォローアップが必要と判断するもの、その他臨時に改善等を要すると判断するものがある場合には、当該年度の監事監査実施計画及び中期計画を見直す。この場合、理事会への報告について2.（4）を準用する。

監事監査リスクマトリックス

